

京都大学吉田南総合図書館学生希望資料購入基準

(平成 27 年 3 月 25 日 吉田南総合図書館協議会決定)

- 1 この基準は、京都大学吉田南総合図書館（以下「吉田南総合図書館」という。）が購入の希望を受ける資料の購入選定に関して必要な事項を定める。
- 2 資料の購入を希望できる者は、京都大学に所属する全学共通科目履修の学生、総合人間学部の学生、大学院人間・環境学研究科の学生及び大学院総合生存学館の学生とする。
- 3 吉田南総合図書館は、本学の学生に有益と考えられる資料を蔵書として購入するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。
 - (1) 原則として、価格が 1,000 円に満たないもの
 - (2) 価格が 10,000 円を超えるもの
 - (3) 継続して刊行される全集・叢書等
 - (4) バックナンバーを含む雑誌
 - (5) 購入希望者以外の利用が期待できない資料
 - (6) 内容が高度に専門的な資料
 - (7) 公共の場に配置すると差別・人権侵害と受け取られる可能性がある資料
 - (8) 利用者に誤った情報を与えるおそれがある資料
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、希望資料の購入を留保することができる。
 - (1) 申込者が現に借用中の資料を延滞しているか、又は延滞に伴う貸出停止の処分を受けている場合
 - (2) 同一人が直前の 1 ヶ月間に既に希望を提出している場合
 - (3) 吉田キャンパスの図書館・室で所蔵している場合（ただし、利用が多いと予想される資料は除く。）
 - (4) 予算上、希望資料の購入が困難な場合
 - (5) 購入を希望する資料が特定分野に集中し、蔵書構成上著しい偏りが生ずるおそれがある場合

附 則

この基準は、平成 27 年 3 月 25 日から実施し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。